

リレーションシップバンキング機能強化計画書（要約）
の公表について

平成15年9月
長崎三菱信用組合

<はじめに>

平成15年3月27日に「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(金融審議会 金融分科会 第二部会)が公表され、翌28日に金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が発表されました。当組合でもこれに基づきまして「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定いたしましたので、「要約書」を公表いたします。

当組合の方針

当組合は、経営理念として「相互扶助の精神で着実な発展」「豊かな地域づくりに貢献」「健全経営と社会的地位の向上」を3本の柱として、業務に取り組んできました。

本計画におきまして「地域貢献と収益向上を両立させる」ことが求められており、当組合といたしましても、地域経済の担い手である中小零細企業の再生、地域経済の活性化に向けて、持てる力を総動員してまいります。

要約書の公表

当組合が策定しました「リレーションシップバンキングの機能強化計画書」を別添の通り、要約書(6ページ)として公表いたしますので、ご参照下さい。

以 上

<参考>

「リレーションシップバンキング」とは、一般的には「金融機関がお客様との間で親密な関係を長く維持する事によりお客様に関する情報を蓄積し、この情報を基に融資等の金融サービスの提供を行なうことで展開するビジネスモデル」と解されています。

機能強化計画の要約

1. 基本方針

- 当信用組合は、三菱重工業長崎造船所労働組合を母体に職域信用組合として誕生。以来50年、組合員・取引者も順次拡大、地域信用組合に転換した今日でも、三菱重工業ゆかりの顧客層に支えられており、それが当信用組合の中核(コア)となっている。従って、これら職域のシェアを更にアップし、職域営業基盤の更なる充実に努め、併せて地域営業基盤への段階的拡充を掲げ今日に至っているが、それが将来に向けても当信用組合の存立基盤であると認識している。
- 今日、リレーションシップバンキングの機能強化により「地域貢献と収益向上」を両立させることが、地域中小金融機関に求められている。一見、相反すると思われる二つを両立させることは容易ではない。折しも地場の経済環境は総じて低迷し、先行きも不透明感が漂っている。ここで我々にできる地域貢献は何かを問い直しつつ、個人取引に偏った現状から地域・企業取引へ拡大させる事に不得意な分野ではあるが、持てる力を総動員して全力を傾注していく。まずは、三菱重工業長崎造船所 協力会社への働きかけを特設班編成により、実行していくこととする。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画(別紙様式1)

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
. 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	・業種別担当者の配置はない ・審査態勢の強化については、人員増により対応している	・重工協会社に対する業種特性の把握 ・外部研修への参加 ・内部研修(審査課での実施研修)	・外部研修への参加 ・内部研修態勢の確立 ・業種別特性把握のための情報収集	・業種別特性の把握による審査能力のレベルアップ ・営業店担当者への本部研修 ・研修参加者による内部研修	・全信中協、外部団体が主催する研修への参加検討。 ・研修参加者による内部研修の実施 ・業種別特性を把握し、審査担当職員への研修・周知 ・営業店担当者への内部での審査研修(半期に2~3名程度、2週間~1か月位の期間を検討)
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	・ネットワーク構築や日本政策投資銀行との連携等はない。	「産業クラスター計画」への協力を行なう。	「九州シリコン・クラスター計画」「九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ」についての各店への周知。	・15年度スケジュールの継続	・産業クラスターサポート会議を情報入手・情報交換の場として活用
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	・ベンチャーに該当する取引はない。	・「地区別等連絡会議」への参加。 ・県制度資金の利用促進。	・「地区別等連絡会議」へ参加し、取組みを検討し、ノウハウを蓄積する。	・県制度資金の利用促進 ・「地区別等連絡会議」への継続参加	・全信組連と国金・商工中金が業務提携を行っており、「地区別連絡会議」を開催していく予定であり、当組合も参加しながら、対応を図る。 ・県の制度資金においてベンチャー企業資金があるため、具体的な内容確認を行ないながら、利用促進を図る。
(5) 中小企業支援センターの活用	・「中小企業支援センター」の活用実績はない。	・「長崎県中小企業支援センター」のPR及び取引先との共同活用を検討する。	・「長崎県中小企業支援センター」との情報交換を行ない、活用を検討する。	・15年度スケジュールの継続	・「長崎県中小企業支援センター」の業務内容について、当組合内部のみならず顧客へのPRを行ない、活用を図る。また、顧客要請による同センター利用の際には当組合職員も同行し、情報共有・適切な支援活動を行なう。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・顧客相談を受けての情報提供はあるがビジネス・マッチングまでには至っていない。	・「財務診断アドバイス」ができる人材の育成を行なう。 ・HP、広報誌等への取引先業務情報提供を検討する。	・「中小企業診断士」資格取得者の養成。 ・企業の業界動向等についての調査・研究の実施。 ・取引先の情報提供の方法検討。	・中小企業診断士の資格取得を目指す ・15年度スケジュールの継続	・取引先に対し、財務診断アドバイスができる人材(中小企業診断士等)の育成を行ない、資格取得者の職場配置を検討する。また、他職員への内部研修も実施する。 ・取引先企業の業界動向・問題点等について、調査・研究を実施する。

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	・延滞長期化防止、新規融資時の財務に関する改善・指導を行っている。 ・企業に対する経営内容改善指導は、特に実施していない。	・正常先に対するローンレビュー手法の検討。 ・健全債権化見込先のリストアップにより、改善策の検討を行なう。	・健全化該当先のリストアップ。 ・健全化に対する支援手法の習得。 ・延滞管理の徹底。 ・正常先に対するローンレビューの徹底。 ・新規不良債権が予測される先に対する健全化策の検討。	・15年度実績の公表。 ・健全化促進のため職員レベルアップ教育の実施。 ・不良化防止策の継続。	・健全化についての支援が出来る様に、該当する研修・セミナーへ職員を派遣し、レベルアップを図る。 ・取組実績の公表を行なう。
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	・当組合は同プログラム等には参画してなく、今後、支援の取組みについて調査・研究をしたい。	・三菱重工長崎造船所、同協会等により対象取引先の情報収集を行なう ・政府系金融機関や中小企業関連団体との連携で、支援ができる体制整備を図る。	・三菱重工長崎造船所同協会、その他事業組合等より情報収集を行なう ・国金・商工中金の業務内容等を把握・研究する。	・三菱重工長崎造船所又、関係協会等の会議に関係者を出席させ情報を収集する。 ・中小企業関連団体等の会議・セミナーに参加し、ニーズの発掘を行なう。	・取引中小企業先の財務・経営管理能力向上を支援できる取組みについての調査・研究を行なう。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	・企業に対する「民事再生」「私的整理ガイドライン」等の適用実績はない。	・企業に対する事業再生手法の活用を検討 ・個人についても必要に応じて民事再生適用を検討する。	・事業再生諸手続きについての勉強会の実施。 ・過剰債務企業のリストアップにより「民事再生」についての適用判断実施。	・リストアップの継続 ・15年度スケジュールの継続	・民事再生法による事業再生、私的整理ガイドラインの活用を検討する。 ・適用が必要な法人取引先のリストアップを行ない、適用が必要かどうかの検討を行なう。
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	・再生法適用企業はない ・現状での適用先は無いが、DIPファイナンス適用の可能性は考えられる事であり、取組みの必要性は認識している。	・全信組連と商工中金との業務提携による「事業再生支援貸付」にて対応する。	・全信組連と商工中金の業務提携の枠組みに参加する ・商工中金との「地区別等連絡会議」に参加し、事業再生に取り組む。	15年度スケジュールを継続する。	・全信組連と商工中金が業務提携を行っており、「地区別連絡会議」を開催していく予定であり、当組合も参加しながら、対応を図る。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	・同協議会の運営支援に対する協力要請についてはできる限り協力する。 ・同協議会の機能活用を検討する。	・再生支援等が必要な企業のリストアップ ・全信組連と商工中金が業務提携した「創業・新事業支援、事業再生支援等」についての活用検討を行なう。	・「長崎県中小企業再生支援協議会」の機能活用についての調査・研究 ・「創業・新事業支援事業再生支援等」の内容検討及び対象企業のリストアップ	15年度スケジュールを継続する。	・同協議会の取組内容を把握し、活用を図れるような態勢作りを行なう。

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	・ローンレビューについては不十分 ・財務制限条項の適用先はないが、今後検討の必要性を認識している ・第三者保証については、保証協会・保証会社利用を促進している	・ローンレビューの精度を高める ・保証協会、県・市制度資金の活用 ・外部研修による融資担当者のレベルアップ ・ローンレビュー方法等の事後管理手法の強化を検討する	・ローンレビューの精度アップ ・事後モニタリング方法の検討 ・第三者保証のあり方の検討	・保証協会、県・市制度資金についての内部研修を実施する。 ・保証協会、県・市制度資金の活用。 ・スコアリングモデル・財務制限条項の作成を検討。	・融資渉外者の設置によるローンレビューの精度および頻度アップ。 ・第三者保証については保証協会、県・市制度資金の活用による対応を促進する。 ・審査能力、与信判断能力向上のため、外部研修を受講・派遣し担当者のレベルアップを図るとともに、ローンレビュー手法の強化を図る。 ・第三者保証のあり方を検討する。 ・スコアリングモデル・財務制限条項の検討・作成(17年度の実用化を検討)
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	・一般企業において財務諸表精度を見極める手段・交渉に見劣りがある。	・財務諸表精度を高めるための判断基準の検討 ・本部審査担当者・事業所取引店舗担当者への保証協会、県・市制度資金の研修	・財務諸表精度を高めるための判断基準の検討 ・保証協会、県・市制度資金の有効活用	・財務諸表の精度を高めるための判断基準の作成 ・担保優遇等のマニュアル検討・作成	・財務諸表の精度を高めるための判断基準を作成し、取引先への聴き取り、財務諸表の確認を行ないながら、財務諸表の精度を高めていく。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・信用リスクデータベースの整備がない	・信用リスクデータの整備 ・金利格付制度の構築	・債務区分別毀損率のデータ整備 ・データ活用の検討	・外部機関活用の検討 ・格付先への説明及び金利格付に基づく金利適用の実施	・信用格付、金利格付の説明を取引先企業に実施し、金利格付制度を構築する。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	・説明態勢に関して必要性の認識はあるが、規定化等はない。	・約定書・金消の内容見直し ・説明義務の規定化等及び内部研修による徹底 ・「お客様相談ホットライン」の設置及び再発防止 ・約定書・金消の写し交付の徹底	・約定書・金消の見直し(改定は16年を目的) ・説明義務の規定化等の検討。 ・「お客様相談ホットライン」開設に向けた対応マニュアル等の検討・作成。 ・説明義務に対する内部研修の実施。	・改定後の契約書等の周知。 ・説明義務の履行及び書面交付のチェックリスト作成。 ・「お客様相談ホットライン」の開設及び対応マニュアル等の活用。	・約定書、金消の内容を見直し、顧客への交付を徹底する。また、交付の際には内容説明をおこない、理解を頂くことを徹底する。 ・説明義務に対する「お客様相談ホットライン」を本部に設置し、対応を図る。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	・貸し渋り批判等も含め、苦情・トラブルについては顧客の理解を得られる体制作りと、地域金融円滑化会議の事例等の活用を図る。	・地域金融円滑化会議の内容周知とコンプライアンス会議の活用及び「お客様相談ホットライン」の開設	・地域金融円滑化会議の活用 ・「お客様相談ホットライン」開設の準備	・地域金融円滑化会議の活用 ・「お客様相談ホットライン」開設及び対応マニュアル等の活用	・地域金融円滑化会議等の情報について担当部署で検討し、活用を図る。

(3)相談・苦情処理体制の強化	・苦情・トラブル等は、担当部を通じて具体的対応を行なっている。	・再発防止の体制作りのため、まず第一線の担当者のレベルアップ研修、コンプライアンス会議の活用、お客様相談ホットラインの開設、全国しんくみ苦情等相談所との連携等を行なう。	・コンプライアンス会議の活用と担当職員の職務能力レベルアップ ・「お客様相談ホットライン」開設の準備 ・「しんくみ苦情等相談所」との連携強化	・コンプライアンス会議の活用と管理者を含めた職務能力レベルアップ ・「お客様相談ホットライン」の開設及び対応マニュアル等の活用 ・「しんくみ苦情等相談所」の活用	・苦情・トラブルについて、担当部署にて内容確認・問題点の分析・解決を行ない、再発防止を図る。
6.進捗状況の公表	・進捗状況についての公表はしていない。	・ディスクロージャー誌、ホームページ等で半期ごとに公表する。	・15年度上期までの進捗状況について、各営業店の窓口に備え置く。 ・16年度よりの開示内容等の検討を行なう。	・平成15年度ディスクロージャー誌及び平成16年度上期ディスクロージャー誌発行。当組合ホームページに半期ごとに公表する。	
.各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1.資産査定、信用リスク管理の強化					
(1)適切な自己査定及び償却・引当の実施	・債務者の実態判断不足・検証不足等により、当局査定との結果、償却・引当額の不足が見られた。 (不足率0.29%)	・ローンレビューの徹底等のため、法人融資先等を本店営業部等へ集約し、専担者による事後管理により債務者の実態把握に努める。 ・より正確な債務者の実態判定区分が出来る様、具体的な実態判定区分基準の追加を行なう。 ・償却・引当額の算定に当たっては、内部研修等によりスキルアップを図り担当部署及び検証部署の検証態勢を強化する。	・本店営業部は、15年10月から事業融資先の専担者2名でスタート予定 ・過去の自己査定結果を分析し、具体的な実態判定区分基準の追加 ・実態判定区分基準等の説明会開催及び担当部署による営業店長とのヒアリングの実施 ・平成15年度期末決算自己査定の実施	・深堀支店、諫早支店については、本店営業部の状況をみた上で、専担者を編成していく予定。 ・その他は15年度スケジュールを継続する。	・正確な自己査定を実施できるよう、内部研修によるスキルアップおよび担当部署での検証態勢を強化する。
(1)担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	・路線価、最低競売価格、相続税路線価倍率評価を採用中。 ・処分実績からみた評価制度については売買事例が少なく、検証根拠が弱いため採用していない。	・長崎市、諫早市、長与町について、地価調査・地価公示価格要覧により、当組合が採用している固定資産税評価との整合性を毎年、検証する。	・基準地の選定、評価額の調査、公示価格との比較。	・15年度スケジュールを継続する。	・地価公示価格と当組合の担保評価額との乖離率が70%を基準として5%乖離があれば、時価換算倍率を0.1%加減算し、相続税路線価法の改正を実施する。
(1)金融再生法開示債権の保全状況の開示	・平成14年度ディスクロージャー誌にて、開示を行なっている。	・今後も各年度のディスクロージャー誌で金融再生法開示債権の保全状況を開示する。	・平成14年度ディスクロージャー誌にて開示済み。 ・平成15年度上期ディスクロージャー誌にて開示。	・平成15年度ディスクロージャー誌発行により開示。 ・平成16年度上期ディスクロージャー誌にて開示。	

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・信用格付における金利格付の機能不十分。 ・信用リスクデータベースの整備が不十分。	・信用リスクデータの整備について、システム管理を検討。	・S K Cシステムによる信用リスクデータの入手可能性の検討。可能であれば、入手し審査に役立てる。	・S K Cシステムによる信用リスクデータシステムの利用についての検討を継続。	・信用リスクデータの蓄積・整備については紙ベースでの蓄積しかなく、データベースとしての利用が困難なため、コンピューターでのデータベース構築を検討する。
(3) 事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等					
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	・年1回のディスクロージャー誌の発行であり、半期開示は行っていない。	・各年度上期のディスクロージャー誌(各年度9月期)を発行する。	・平成15年度上期ディスクロージャー誌を発行。	・平成15年度ディスクロージャー誌を発行。 ・平成16年度上期ディスクロージャー誌を発行。	・開示内容の検討・見直しを行っていく。
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	・三菱重工業の社員及びOBの非常勤監事3名(内1名員外監事)で決算監査及び業務監査を実施。 ・公認会計士により決算書類作成及び税務書類作成を行っているが、外部監査は受けていない。 ・決算監査充実のために外部監査の導入検討の必要性は認識している。	・17年3月期の決算から、公認会計士の外部監査による決算監査を実施できるよう検討する。	・公認会計士による決算監査を導入する問題点及び対応策を検討。	・平成16年度の会計処理から外部監査が実施できるよう、具体的に検討する。	・平成16年度の実施を目処に、具体的監査手法等を検討する。
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・総代の選考については中企法等により総代選挙規程に基づいて実施、又、総代会の機能向上等についての重要性は認識している。	・総代会の機能強化、必要に応じた組合員への業績報告会の実施等、全信中協の今後の取組み検討結果を踏まえながら対応する。	・総代、組合員との日常的なコミュニケーションと、必要に応じた業績報告会実施の検討(ディスクロージャー拡充)。 ・全信中協の今後の取組み検討結果を踏まえながら対応する。	・全信中協の検討結果を踏まえて、総代会の機能強化・組合員の意見を反映させる仕組みを整備する。	
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	・現状は、地域貢献に関する開示は、社会貢献活動等に止まり、本プログラムで求められている全ての内容まで開示していない。	・全信中協の今後の開示内容等に関する検討を踏まえ、対応したい。	・全信中協から示された開示項目例に基づいて開示内容を検討。	・平成15年度ディスクロージャー誌に掲載。	・開示内容の検討・見直しを行っていく。

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具 体 的 な 取 組 み
・企業の将来性や技術力を評価できる人材育成の研修プログラムの実施	・限定された営業店・職員に対し、平成15年度・16年度に集中的に研修を実施し、「中小企業診断士」の資格を取得させる等、人材育成を行なう。
・中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの実施 ・企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの実施	・全信中協の研修内容を検討し、積極的な参加を検討する。
・中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活	・分析諸資料等を活かした経営方針の策定を行なう。
・不祥事件等に関するコンプライアンス態勢について	・法令遵守については、これまでもトップ方針の最重要事項として取扱っており、不祥事件が発生し難い環境づくりと発生した場合の厳格な取扱い等を実施する。